

第一級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

- [1] 無線局の免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
 - 2 あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。
 - 3 あらかじめ無線設備の変更の工事の予定期日を総務大臣に届け出なければならない。
 - 4 あらかじめ総務大臣の指示を受けなければならない。
- [2] 船舶に設置する無線航行のためのレーダー（総務大臣が別に告示するものを除く。）は、電源電圧が定格電圧の（±）何パーセント以内において変動した場合においても安定に動作するものでなければならないか。無線設備規則の規定に照らし、次のうちから選べ。
- 1 2パーセント
 - 2 5パーセント
 - 3 10パーセント
 - 4 20パーセント
- [3] 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 無線局に備え付ける。
 - 2 通信室内に保管する。
 - 3 通信室内の見やすい箇所に掲げる。
 - 4 携帯する。
- [4] 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合はどれか。次のうちから選べ。
- 1 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。
 - 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
 - 3 発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えたとき。
 - 4 暗語を使用して通信を行ったとき。
- [5] 無線局の免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。
- 1 再免許を拒否する。
 - 2 6箇月以内の期間を定めて電波の型式を制限する。
 - 3 3箇月以内の期間を定めて通信の相手方又は通信事項を制限する。
 - 4 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる。
- [6] 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 10日以内にその旨を総務大臣に報告する。
 - 2 速やかに総務大臣の承認を受ける。
 - 3 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
 - 4 1箇月以内にその旨を総務大臣に届け出る。

第一級海上特殊無線技士試験問題

法 規

[7] 次の記述は、秘密の保護について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- 1 特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信
- 2 総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信
- 3 特定の相手方に対して行われる無線通信
- 4 総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信

[8] 156.8MHzの周波数の電波を使用できるのはどれか。次のうちから選べ。

- 1 電波の規正に関する通信を行う場合
- 2 遭難通信を行う場合
- 3 出入港に関する通報の送信を行う場合
- 4 漁業通信を行う場合

[9] 船舶局が安全信号を受信したときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、次のうちから選べ。

- 1 できる限りその安全通信が終了するまで受信する。
- 2 その通信が自局に関係のないものであってもその安全通信が終了するまで受信する。
- 3 一切の通信を中止してその安全通信が終了するまで受信する。
- 4 その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信する。

[10] 入港中の船舶の船舶局を運用することができない場合はどれか。次のうちから選べ。

- 1 中短波帯（1,606.5kHzから4,000kHzまでの周波数帯をいう。）の周波数の電波を使用して通報を他の船舶局に送信する場合
- 2 総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- 4 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合

[11] 遭難通報を受信した船舶局は、直ちに誰にその通報を通知しなければならないか。無線局運用規則の規定に照らし、次のうちから選べ。

- 1 その船舶局の免許人
- 2 海上保安庁の海岸局
- 3 その船舶の責任者
- 4 適宜な海岸局

[12] 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

- 1 自国の領海で発せられた場合には
- 2 公海で発せられた場合には
- 3 いずれから発せられたかを問わず
- 4 自国の領海及び公海で発せられた場合には

平成24年2月期

第一級海上特殊無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 12問

2 満点及び合格点 満点 60点 合格点 40点

配点 1問5点

3 正答

| 問題 | 正答 |
|------|----|
| [1] | 1 |
| [2] | 3 |
| [3] | 4 |
| [4] | 2 |
| [5] | 4 |
| [6] | 3 |
| [7] | 3 |
| [8] | 2 |
| [9] | 4 |
| [10] | 1 |
| [11] | 3 |
| [12] | 3 |